

例題5

助教授 濱本 正太郎

shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

12月14日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

現在、アメリカ合衆国連邦裁判所(国内裁判所)において、第二次世界大戦中に日本によって「従軍慰安婦」にされたと主張する人々が、日本国に対する損害賠償請求訴訟を提起している。

この原告の主張を国内裁判所に認めさせるには、さまざまな困難がある。そもそも、「従軍慰安婦」にすることが国際法上違法かどうかという問題自体が、実はそれほど簡単ではない。

しかし、それより先に問題になるのは、そもそも国内裁判所がこの事案を取り扱うことができるかどうか、あるいは、個人がこのような事案を国内裁判所に提起できるかどうか、である。

問 上の最後の段落で提起されている問題について、原告にとってはどのような困難があり、それを乗り越えるにはどのような主張をしなければならないか、国際法の観点から答えよ。